

# 米国型金融システムの対韓制度移植史

内橋賢悟 (大阪経済法科大学  
アジア太平洋研究センター)

キーワード：制度移植、米国型金融システム、金融改革、韓国特惠財閥、韓国経済史

## 序章

第二次大戦終結後、日本による植民地支配から脱した「1950年代韓国」において、米国により展開された対韓復興支援策、とりわけ韓国金融制度に対する「改革勧告」と、それが韓国経済にもたらした変動、過程、その帰結を明らかにする分析は、今日に至るもなお仔細に行われているとはいえない。

当時、米国は自国における連邦準備制度理事会 (FRB) をモデルとする「アングロサクソン型」市場システムを韓国に移植するべく、韓国政府に対して既存の金融諸制度を「改革」するよう強く求めた。しかし、一国の制度をモデル化して他国経済社会に移植しようとする米国の試みは、つまるところ所期の目的を遂げることなく、曲折を経て「挫折」に至った。

しかし、この「挫折」こそが、後に1960年代以降の韓国における高度経済成長を可能にする、という「皮肉な結果」をもたらした。「挫折」のうえに築かれた「成長」と、その成長を促す原動力となった諸矛盾、さらに成長の「限界」とは何を意味していただろうか。それらをつなぐ国民経済的因果の構図を明らかにする経済学的考察こそ喫緊の課題と考えられる。

本稿で筆者が唱える「矛盾をはらんだ成長」の構造と特質、その限界を明らかにすることは、進行する「グローバル化」の本質、もたらされる未来図を予測するうえで疎かにすることはできない。現在、TPP (環太平洋戦略的経済

連携協定) 構想に「装置化」されつつある米国の意図・戦略は、アングロサクソン型ルールの世界的普遍化を可能にする「制度移植」に核心がある。かつて韓国のたどった道程が、今日の世界経済におけるグローバル化、TPPの未来図にも多大な示唆を与えるのではなからうか。

本稿は、こうした問題意識を根底に据えつつ、「1950年代韓国」のたどったプロセスの詳細を再検証する。「制度移植」の概念とその帰結を明らかにすることで、現在進行形のグローバル化のもたらす「資本主義の未来」予測に、いささかでも役立つことを望むものである。

## 1. 「制度移植」に関する先行研究

### 1-1. 研究史整理のための実証的基礎

一国の歴史的背景に深く根ざした経済・政治的諸制度をモデル化して、これを他の特定国に移し変え、定着させようとするならば、両国間において「制度移植」の関係が生じる。冒頭でも触れたように、1950年代、米国は韓国政府に対して自国型金融システムの「移植」を受け入れるよう強く迫った。しかし、この試みは所期の目的を達することなく「挫折」に至り、この「挫折」が、60年代以降の韓国における高度経済成長を実現させる要因となったのである。

「挫折」と「成長」を結ぶ要因は、「所有と経営の未分離」を特質とする「韓国特惠財閥」にあった。米国側による自国型金融システムの「制度移植」の試みと挫折が、特惠財閥を成立・強化させるという「意図せざる結果」をもたらしたのである。一般に「制度」は、固有の調整機能を持ち、時間的・空間的入れ子構造を形成している<sup>(1)</sup>。米国の「アングロサクソン型市場」

における契約主義的な個人主義の概念は、この重層的特質の構造を通じて、「移植」対象国において政府による経済介入を強める結果をもたらす。すなわち、米国型金融システムへの「制度移植」の試みと挫折の経緯が、その意図とは逆に政財界癒着のもと特惠財閥主導の経済システムを生み出したのである。

1950年代韓国は、李承晩政権の経済界に対する影響力が強まり、経済界においても独自の民族系資本が各地に勃興し、次第に影響力を強め始めるようになった時期に相当する。李政権は、自らが保有する「政府帰属資産」をあえて民間に対して払い下げる決定を下した。この決定は、窮迫した政府財政上の事情によるものであったばかりでなく、当時、巨額の対韓援助を継続していた米国の韓国政府に対する「金融改革勧告」（米国型金融システムへの「制度移植」）の挫折をもたらした。米国型金融システムの「制度移植」に向け、政府所有の民間銀行株式を可能な限り早期に民間に譲渡し、併せてそれらの株式を市場に放出することを通じて、健全な株式市場の育成も図れる、と米国側は事態を分析したにもかかわらず、それは特惠財閥成立の要因となった。その後の李政権の政策は米国側の金融改革、健全化路線から大きく逸脱する結果となる。「政府保有株」払下げも勧告の主旨とは別次元の政治的手段として用いられるようになったのである。

政府帰属株の払下げは前後7回にわたって行われたが、入札数の上限などにより、うち6回まで落札者は現れなかった。「銀行帰属株払下げ要綱」（1954年10月）の発表から1年以上経過した後、すなわち56年3・4月に行われた7回目の払下げにいたってようやく初の落札者が生まれた。この7回目の払下げにおいて、政府の払下げ価格の決定方式、各種条件の設定などは極めて曖昧なままに進められ、払下げを受けた特定階層、民間資本は大きな利益を享受するところとなった。このように1950年代韓国における特惠財閥とその生成過程を解明することによ

り、「所有と経営の未分離」という韓国財閥に特有の経営形態がなぜもたらされ、長期にわたって維持された諸要因について解明することが可能になる。すなわち特惠財閥にみる「所有と経営の未分離」という特質は、1950年代という時期に勃興、生成した事実と無縁ではなかった。

この時代、米国型金融システムへの「制度移植」が、政府保有株の民間への放出を通じて「株式市場」育成を試みたものの、政府による経済介入を図る李政権の受け入れるところとはならなかった。それどころか、企業の資本調達には株式市場からの直接調達によることができず、間接金融への依存、或いは巨額資本を手中に収めた資本所有者への依存が続くことになった。こうしたことの結果、公開市場からひろく資本調達を行う事業・企業の社会化は達成されず、資本所有者が経営を行う一方、経営者としての彼らは政権との間で癒着関係を深め、なおかつ企業成長もはかるといふ多面的な役割を担うところとなった。韓国経済そのものの性格を規定する特惠財閥の「所有と経営の未分離」とは、米国型金融システムへの「制度移植」とその挫折に由来するものであり、それらは50年代李政権の選択に発したものと見える。

## 1-2. 国家独占資本主義論

以上に述べた50年代韓国の状況は、「制度移植」に関する先行史を分析するうえでも有力な判断材料を提供するものといえる。当時の韓国は自立経済からほど遠くなお援助経済に多くを負い、そうした構造のなかで「所有と経営の未分離」を特質とする特惠財閥の形成が進んでいた。しかし、歴史的に概観すれば、援助経済、特異な財閥形成の進む当時の韓国においては、米国の要求した「農地改革」（封建的地主・小作関係の廃止）は未発達のまま推移し、土地をめぐる所有・非所有関係を軸とする封建的身分制度がなお社会の基盤をなすという特殊な状況にあった。

(1) Stanfield, Rnald J., *The Economic Thought of Karl Polanyi: Lives and Livelihood*, Palgrave Macmillan, 1986, pp.54 ~ 56.

1960年代以降の韓国は国家独占資本主義の段階に移行したとする「国家独占資本主義論」を展開した朴玄埈は、「現代韓国社会の性格と発展段階」と題する論文で、韓国は、他の第三世界における貧窮国や発展途上国とは異なり、既に西欧社会と同質の特徴をもつ資本主義の特殊発展段階に達していたと認識するなど、米国型経済システムの「制度移植」という認識の仕方に対して否定的な見解を示した。

「国家独占資本主義論」の立場に立つ朴玄埈は1950～60年代の韓国資本主義を、国家独占資本主義へと移行する可能性をもった特殊段階として認識する。この説によれば、すべての資本主義国は発展段階を問わず、終局的には国家独占資本主義へと移行するという同一の歴史的段階を経るものと認識される。さらに国家独占資本主義論は、60年発生の4・15学生革命、翌61年発生の朴正熙による5・16軍事クーデターが、ともに反米・民族主義的色彩を色濃く帯びていた点に着目し、この時期を韓国資本主義の国家独占資本主義への移行期と規定する<sup>(2)</sup>。

この60年代韓国における国家独占資本主義への移行の背景として、朴玄埈は50年代韓国における官僚主義的性質への強化に着目する。そのため民間資本の発達が遅れ、結果として60年代の第1次経済開発5ヶ年計画において、国家による庇護のもとで初めて民間企業による資本蓄

積が促された特殊段階として定義づけられた。50年代における政府による経済介入の延長線上に、朴正熙政権下による「第一次経済開発5ヶ年計画」が実行可能となったとみるのである<sup>(3)</sup>。

ただし上記の「国家独占資本主義論」は、50年代韓国資本主義の特殊性が60年代韓国における政府による経済介入を導き出そうとする傾向をもって、それが「国家独占資本主義」への道とみなす点で疑問点ををはらんでいる。また「制度移植」が及ぼした影響について何ら指摘が認められないこと、すなわち国家独占資本主義のみが特惠財閥の成立要因とみる点についても、疑問を抱かざるを得ない。

### 1-3. 周辺部資本主義論

上記の「韓国資本主義論争」において、李大根は、「韓国資本主義の性格に関して」と題する論文を発表し、現代韓国資本主義は中心部資本主義国からの従属を余儀なくされる「周辺部資本主義」の段階にあり、当時もなおその段階にとどまっていたとする「周辺部資本主義論」を展開した。

李大根は、朴玄埈が国家独占資本主義に移行すると指摘する段階こそが、韓国資本主義の周辺化過程が進む要因であるとの認識に立つ。その際、李は、1961年の軍事クーデターは民族主義的自立経済の達成を掲げていたものの、それ

(2) 朴玄埈が唱える「国家独占資本主義論」は、階級闘争論を展開している点において特徴が認められる。1950年代李承晩政権、さらに60年代以降の朴正熙政権ともに独裁政権と一般民衆との間に鋭い政治的対立を引き起こしていた。とりわけ、財閥グループ(資本)と一般民衆(労働者)との間に生まれた対立は厳しさを増した。李政権、朴政権ともに財閥資本の利害を体現したもとして、その政策的意図は政財界の癒着を深めることにあると認識した朴玄埈は、朴正熙政権下の60年代以降に始まる政府主導の5ヶ年計画の進展がもたらす政策基盤の強化こそが、国家独占資本主義の姿であると唱える(詳しくは、朴玄埈「第4章 統一論としての自立的民族経済の方向」本多健吉監修『韓国資本主義論争』世界書院、1994年、45～89ページを参照のこと)

(3) 周辺部資本主義論は、韓国社会の今日的把握に必要な手段として持論を展開するのではなく、植民地半封建社会構成論と結合する社会構成体が植民地半封建社会を設定し、なおかつ国際分業関係に沿う周辺部資本主義社会に移行することで、完成した理論体系の構築を目指していた。軽視してはならないのは、その基本的構造が梶村秀樹による「旧植民地社会構成体」から援用されたことである。梶村は植民地・半封建社会を周辺部の継起的歴史発展の段階として認識し、このような周辺部の発展と「低開発の発展」は矛盾の深化過程であるとの指摘を展開する。この梶村説は、外部からのインパクトに規定された周辺部資本主義と、土着直接生産者諸階級との矛盾の深化過程を唱えるサミール・アミン(Amin, Samir)の影響を受けて成立したものであった。対して国家独占資本主義論は、このような周辺部資本主義を構成する構成体そのものが国際分業関係の所産に過ぎず、それは社会発展方式とはなり得ないとの主張を展開し、周辺部資本主義論による見方に対して異を唱える(詳しくは、朴玄埈「第2章 現代韓国社会の性格と発展に関する研究—韓国資本主義の性格をめぐる従属理論批判—」本多健吉監修『韓国資本主義論争』世界書院、1994年、50～81ページを参照のこと)。



は米国への従属性をより強める結果をもたらした。同国が準周辺部 (semi-periphery) 的存在として日本によって植民地化された歴史的特性により、周辺化に歪みが生じたこと。この周辺化政策の特性により1930年代以降、植民地下の従属的政策を通じて工業化が進められ韓国が特異な発展形態をたどらざるを得なかったこと<sup>(4)</sup>。以上の点を挙げる。このように李がみる韓国資本主義は、世界資本主義との関連性を重視し、同資本主義の展開を戦前・戦後における世界資本主義の諸段階とに合わせる視点を維持する。その上で李は、周辺部資本主義国が前資本制社会から周辺部資本主義社会へと移行する過程において、中間段階として「植民地・半封建社会」が存在すると指摘する<sup>(5)</sup>。「植民地・半封建社会」において、韓国産業資本家層は中心部資本主義国である米国との関わり（支配－従属関係）を深めながら「周辺部資本主義」へと転化するとの認識が示されたのである<sup>(6)</sup>。

ここで李が触れる産業資本家層とは1950年代、米国型金融システムの「制度移植」の試み

とその挫折、すなわち政府帰属株の払下げを受けて大きな利益を享受した特定階層、もしくは民間資本を指す。同資本は、やがて援助資金の割当、或いは朝鮮戦争時の戦争インフレ景気に便乗するなどして、産業資本家層へと地位を上昇させていった。すなわち「制度移植」の試みとその挫折がもたらした影響は、流通過程を通じて産業資本家層の蓄積を積極的に促し、同資本が対米輸出に専念できる経済的環境を整えたといえる<sup>(7)</sup>。

#### 1-4. 梶村説

述べてきた「周辺部資本主義論」を生かしつつも独自の理論を展開した日本の梶村秀樹は、1950年代までの韓国を「植民地半封建社会構成体」として定義づけた。その上で梶村は、「周辺部資本主義論」では曖昧とされた「植民地・半封建社会」の歴史的区分を明確化させることで、「周辺部資本主義論」にみられた歴史的区分の限界性を克服するよう試みた<sup>(8)</sup>。当時の韓国を築く構成体自らが「半封建社会構成体」

(4) 事実、朝鮮動乱後の韓国において、米国型金融システムの「制度移植」は、韓国が対米従属型の経済発展を推し進めるにつれて「挫折」を余儀なくされた。李大根が認識するように、旧植民地諸国が「周辺部資本主義国」へと転化する際に生じる内在的な生成状況が「制度移植」を挫折させ、なおかつ中心部資本主義国である米国との支配従属関係を深化させながら韓国の産業資本家層、いわゆる特惠財閥の成長をもたらした結果、このような現象が生じたのである（詳しくは、李大根「第1章 韓国資本主義論争の性格に関して・国家独占資本主義によせて」本多健吉監修『韓国資本主義論争』世界書院、1994年、5～36ページを参照のこと）

(5) 李大根「第1章 韓国資本主義論争の性格に関して・国家独占資本主義によせて」本多健吉監修『韓国資本主義論争』世界書院、1994年、28ページ

(6) 同上書、30ページ

(7) 同上書、32ページ

(8) この梶村による分析手法は、いわゆる従属理論、とりわけ第三世界における推移を「前資本主義社会構成」から「周辺資本主義社会構成」への推転として認識するサミール・アミン (Amin, Samir) の世界史的理論に強く影響を受けたものであった（詳しくは、Amin, Samir, *L'accumulation à l'échelle mondiale*, Editions Antropos, Paris, 1970. を参照のこと）。アミンの歴史観において、世界資本主義は米国という主導的な「中心部資本主義社会構成体」とラテンアメリカに代表されるような従属的な「周辺部資本主義社会構成体」から成立している。そのため中心部資本主義に規定され、発展を歪曲され、さらに封じ込まれる「周辺部資本主義社会構成体」として「第三世界」の存在が必然化される。1950年代には米ソ冷戦構造の主要国が中心部資本主義として第三世界にインパクトを及ぼし、そのインパクトが60年代において旧植民地国を「周辺部資本主義社会構成体」という新たな段階に移行させた。この「(新) 従属論」の意義は、世界資本主義の動向を中心部資本主義国である米国による支配と、ラテンアメリカ経済の従属性を普遍的に明らかにしようとする点にある（詳しくは、梶村秀樹「第3章 旧植民地社会構成体論」富岡倍雄・梶村秀樹編『発展途上経済の研究』世界書院、1984年、87ページを参照のこと）。しかし、旧植民地国の多様性を明らかにする点に乏しく、従属国としてのラテンアメリカのみを対象とした点において、逆に真の普遍性に欠けるとの批評もある（詳しくは、本多健吉『南北問題の現代的構造』日本評論社、305ページを参照のこと）。梶村説はこの批判を乗り越え、就中、60年代以降の韓国資本主義にみられた対米従属性に着目、分析を加え、アミン説により普遍化する方向において独自の論理体系を示したものである。これにより梶村説の普遍性もまた高まることとなった。

であることから、「特惠財閥」は米国向け輸出の拡大により利益拡大化を図る「隷属資本」である一方、同財閥は縁故主義的なガバナンス統治機能に代表されるように封建性を伴うものとして認識された。やがて1960年代に入ると、韓国を含む全ての旧植民地はその実態において「植民地・半封建社会」という概念にそぐわなくなり、韓国を含む旧植民地国は「周辺部資本主義社会構成体」に移行し、新たな段階を迎えたとされる。

梶村説にみる韓国資本主義とは、旧植民地時代、具体的には日本統治下の1930年代における「満州ブーム」、より全般的には「大陸兵站基地化」政策が展開された時代から既に「従属発展」が始まっていた、とするものであった<sup>(9)</sup>。梶村によれば、旧植民地が封建的な前資本主義社会構成体から周辺部資本主義社会構成体へと移行する際、その中間段階として「植民地半封建社会構成体」を通過すると規定される。同構成体は、封建的ウクライドと資本制的ウクライドが混在する社会形態として成立するものであり、支配国の資本が植民地市場に進出し、支配国型経済システムへの「制度移植」を通じて利潤獲得機会を奪取するに至るまでの期間に成立する<sup>(10)</sup>。第二次大戦終結後においては、支配国による旧植民地の放棄から1950年代までが「植民地半封建社会構成体」と認識された。同構成体では植民地としての隷属性と前近代的な封建社会が混在しているため、米国による支配体制の中で政財界癒着がもたらした「特惠財閥」（「隷属資本」）は、支配国および韓国政財界にとり最も利用しやすい、最適資本として機能すると梶村は説く<sup>(11)</sup>。同説によれば、50年代韓国において、「特惠財閥」は李政権との強

い政治的結びつきを利用し、そのことによって帰属財産払下げの恩恵を独占的に享受し、自らの存続基盤を強化することができた。

この事実において、当時の韓国は「植民地半封建社会構成体」であり、同時に「特惠財閥」は米国向け輸出の拡大によりさらに利益の極大化を実現できた。このように「隷属資本」（「特惠財閥」）を生み出した点において、当時は「植民地半封建社会構成体」の段階にあった。以上を通じて、本稿は梶村が隷属資本と呼ぶ特惠財閥の歴史的重要性に鑑み、さらにブルームフィールド勧告に基づく金融制度改革の挫折と特惠財閥の形成という歴史的事実にも照らしながら以下、梶村説を中心に検討を行うことにしたい。

## 2. 「制度移植」の実証分析

### 2-1. ブルームフィールド勧告

1940年代末、建国直後の韓国は深刻な経済的混乱に見舞われていた。日本による植民地支配を脱した後、国家統治の覇権が米国の手に移るとともに、韓国は米国による「援助経済」体制下に組み入れられた。これに対して植民地支配離脱後の韓国には「ECA使節団」（Economic Cooperation Administration）が派遣され、深刻な財政破綻、経済危機の渦中にあった同国政府に対し経済援助の提供プログラムの作成、さらに総合的な「金融・財政諸制度」の抜本改革の提案を行い、その実行を迫ったのである。1949年6月、金融領域における理論的・実務的専門家であるブルームフィールド（Bloomfield, I. Arthur）ニューヨーク連邦準備銀行・国際局長、ジェンセン（Jensen, P. John）

(9) 梶村秀樹『朝鮮における資本主義の形成と展開』龍溪書舎、1985年、254～255ページ

(10) ここで指摘するウクライドの意味は、一国の社会・経済構造を分析する際の構成要素を指している。特定の生産過程に基づく概念として、この用語が用いられる。梶村が唱える韓国経済の従属的發展は、同国のウクライド論と結びついて語られることが前提とされている（詳しくは、「第3章 旧植民地社会構成体論」富岡倍雄・梶村秀樹編『発展途上経済の研究』世界書院、1984年、83～108ページ、を参照のこと）

(11) 韓国の「植民地半封建社会構成体」において、植民地時代の日本人地主階級に代わり、米国が隷属資本である特惠財閥を用いて支配するようになった。すなわち「植民地半封建社会構成体」の特殊性とは、米韓両政権はもとより米国資本によっても支配・隷属された特惠財閥が育成強化した点に求められる（詳しくは梶村秀樹『朝鮮における資本主義の形成と展開』龍溪書舎、1985年、245～257ページを参照のこと）。

ニューヨーク連邦準備銀行・融資監督局長を責任者とする金融改革団が派遣された。

ブルームフィールドらは韓国滞在后、米国に帰国、同連邦準備銀行のスタッフを糾合のうえ、韓国金融制度改革のあり方について、「法的整備」の緊急性の強調、「金融組織」と「秩序確立」の必要性の強調、を軸とする「韓国金融制度改革勧告案」をとりまとめ、米国政府を介して、韓国政府に提示した。韓国に対する「金融制度改革勧告案」の起草、さらに挫折に至る経緯をたどり直すことは、はからずも米国から他国への「制度移植」、すなわち米国型の経済制度を他国に定着させることの限界の一端を明らかにすることでもある。彼らによる「勧告案」は5つの勧告書から成立している<sup>(12)</sup>。

ここでひとまず、これら「5大勧告案」の中心テーマを概観しておきたい。それらは、1) 旧植民地時代の「朝鮮銀行」を解体、代わって新・中央銀行として「韓国銀行」を創設する。中央銀行の名にふさわしく、いかなる政治勢力からも自由を保ち、高度の独立性を保持すべきこと<sup>(13)</sup>。2) 米国型金融システムを韓国に「制度移植」するためとして、韓国銀行の内部に「金融通貨委員会」を設置すること。中央銀行制度の要（かなめ）でもある同委員会は、韓国における金融政策の最高意思決定機関としての任務を負うこと。さらに政府による金融政策への介入を防ぐための手段として、同委員会には民間代表を加えること<sup>(14)</sup>。3) 新・中央銀行は通貨・信用・外貨に関するすべての政策、同時に金融機関に対する監督、検査など広範な政策運営に当たる権限をもつこと<sup>(15)</sup>。以上の3点で

あった。これらの経緯も視野におさめつつ、以下では米国型金融システムの対韓「制度移植」の試みと挫折を歴史的視点から概観する。

## 2-2. 「制度移植」の展開

当時、高度インフレーションの渦中にあった韓国経済の正常化をめざし、ブルームフィールドらは上述の「金融通貨委員会」に対し、以下の広範囲な領域におよぶ任務を果たすことを義務付けた。すなわち1) 韓国銀行総裁と銀行監督部長を除く全職員・幹事を任免する権限、2) 韓国銀行役職員の報酬を決定する権限、また予算・決算をはじめとする業務運営の決定権、3) 金融通貨委員会に属する業務、経理、および所有物を常時監督する義務、以上の3点である。米連邦準備制度理事会と同様、韓国に新設されるべき「金融通貨委員会」においても、「政策実行の監督」に当たるべき点が強調されたことが判明する<sup>(16)</sup>。

これらの権限からも明らかなように、植民地時代における旧金融体制から脱却して、自立した新・金融体制へと移行させるに際しては、「金融通貨委員会」のモデルを米連邦準備制度理事会（FRB）主導型の金融システムに「移植」するよう求められている。恣意的な政府権力による介入を排除し、強い独立性を保つため、金融通貨委員会は「韓国銀行」という中央銀行の内部にありながらも、金融の中立・公平・独立の原則を貫くことができるよう、同委員会主導型の「制度移植」が試みられたのである。

ただしブルームフィールドらは当時、いまだ近代的な金融・財政制度の確立をみない政府に

(12) 以下の勧告のうち、③、④、⑤はブルームフィールドが単独で執筆した。

① *Recommendations Regarding Central Banking Reform in South Korea* (1950年2月)

② *Recommendations Regarding Reform of Other South Korean Financial Institutions* (1950年3月)

③ *Report and Recommendations on Banking in South Korea* (1952年3月)

④ *Report on Monetary Policy and Banking in Korea* (1956年11月)

⑤ *Report and Recommendations on the Korean Reconstruction Bank* (1960年8月)

(13) Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, *Chapter 1. Recommendations Regarding Central Banking Reform in South Korea*, February 3, 1950 (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, *Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea*, Reprinted by Research Department, Bank of Korea, 1965) pp. 4 ~ 5.

(14) *Ibid.*, pp. 5 ~ 6.

(15) *Ibid.*, pp. 12 ~ 14.

(16) *Ibid.*, pp. 5 ~ 6.



よる金融政策への介入そのものが不可避であるため、金融制度それ自体の改革に着手することの困難性を既に認めていた。したがって彼らは、自らが行う金融勧告それ自体が首尾よく受け入れられ、さらに勧告の内容が実行に移されたとしても、過度のインフレーションのもと不安定な経済運営を余儀なくされている韓国政府が、勧告内容を順調に受け入れられるか否かは、極めて疑問であると述べる<sup>(17)</sup>。また当時は、韓国政財界において極度の癒着関係が存在しており、米国金融界の常識、通念に照らして、その現実には目に余るものであった。ブルームフィールドらは、この悪弊に、財政節度の欠落、結果としての悪性インフレーションの真因を求め、法令による政府への融資額、或いは政府借入金額の上限設定もしくは借入停止を行うことも困難であるとの見解を示した<sup>(18)</sup>。

ゆえにブルームフィールドらは、中央銀行法が政府による韓国銀行からの借入を停止し、或いは制限したとしても、その制約が放棄される可能性を危惧していた。その最たる要因として、韓国銀行による政府機関向け融資はすべて特定の政府高官による圧力を受けている「人的癒着の構造」が挙げられた<sup>(19)</sup>。こうしたことの結果、ブルームフィールドらは、新たに創設される「新・韓国銀行」について、同銀行による対政府向け融資に関する「すべての責任」(全権)を「国会(National Assembly)議決」に委ねる、という構想へとたどり着いた<sup>(20)</sup>。しかし、民主的、かつ合理的にみえたこの構想も、それ自体、深刻な矛盾をはらむものと言わざるを得ない。米国型金融モデルにおいて中央銀行は、いかなる政治勢力・圧力からも、独立していなければならない、いうまでもなく議会からの独立も含まれる。

ところが、韓国における「人的癒着関係」を考慮すると、この「制度移植」の試みが危険性をはらむことは明確であった。のみならず、米連邦準備制度理事会をやって構想された「金融通貨委員会」についても、委員合計7名のうち6名が大統領自身の直接任命権によるところとなっている<sup>(21)</sup>。本来、政治からの中立性、独立性を確立するために創設されるはずの「金融通貨委員会」が、その実、現実において大統領による政治的意思の支配下に制御される懸念が内包されているのである。この懸念に対し、ブルームフィールドらは、当時の韓国において国民経済が政府による著しい支配下(強権的支配下)に置かれており、政府関係者が国家経済の運営に対して重大な影響を及ぼすことはやむを得ないとの指摘をすることとどまる<sup>(22)</sup>。米国型金融システムの「制度移植」を図るブルームフィールドらの政策的意図は、当初より多くの矛盾をはらむものであったことは明らかである。

### 2-3. 「制度移植」の挫折過程

米国型金融システムの「制度移植」が図られていた当時、李承晩政権の政策目標は、「輸入代替工業化政策」を通じて対米依存、援助経済から脱却し、経済自立への道を求めることにあった。しかし、この種の政策は国内産業の保護・育成・強化を通じて李政権が経済過程への介入を深めることで、政財界癒着の構造を強めることを意味する。米国型金融システムの「制度移植」を使命とするブルームフィールドらは、李政権の挙げる「輸入代替工業化政策」によって、再び困難な課題に直面するところとなった。

「金融通貨委員会」に対して強い期待をかけたブルームフィールドらによる金融民主化の試みも、自らの構想を抜本的に見直し、政府と中

(17) *Ibid.*, pp. 3~4.

(18) *Ibid.*, p. 10.

(19) *Ibid.*, p. 5.

(20) *Ibid.*, p. 10.

(21) *Ibid.*, p. 6.

(22) Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, *Chapter II. Recommendations Regarding Reform of Other South Korean Financial Institutions*, March 14, 1950 (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John. *Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea*. Reprinted by Research Department, Bank of Korea, 1965) p. 40.

中央銀行、さらに中央銀行およびその他の金融機関と経済界、それぞれの間の「人的癒着の構造」を改めることに主眼を置くことを余儀なくされた。たどり着いたのが金融機関依存の「間接金融」の領域を可能な限り収縮させ、代わって企業は株式市場から必要資金を調達する「直接金融」を主役に押し出す、という方向転換であった<sup>(23)</sup>。金融構造そのものを、米国型金融システムによる資本市場中心の金融システムへと「制度移植」する試みである。

その際、ブルームフィールドらは植民地支配の時代、韓国において経済活動を営んでいた旧日本企業の資本・株式などの「政府帰属財産」に着目した。解放後、その多くは米軍政府に接収されたが、米軍政府による統治の終結とともに韓国政府に無償で譲渡された。「金融通貨委員会」の政治的独立性の挫折を余儀なくされたブルームフィールドらは、政府帰属株の活用により韓国に政治的中立を保ち得る健全な「証券市場」を育成することで、上記「人的癒着の構造」を遮断し、直接金融中心の国民経済を韓国に定着させる構想に変更したのである<sup>(24)</sup>。とりわけ「政府保有銀行株」の民間（企業及び個人）への早期譲渡を構想した彼らは、政府保有の相互銀行株、商業銀行株、信託銀行株、および貯蓄銀行株の早期譲渡に力点を置いた。これら銀行に対する政府の所有権を排することにより健全な銀行実務が促されると同時に、政府介入の弱体化により、金融市場に計り知れない恩恵をもたらすと考えたからである。また証券市場の発展のためには、銀行株の民間譲渡にとどまらず持合い株の解消も欠かせない課題であった。そのため銀行が相互に保有していた「持合い株」の民間譲渡を通じ、政府帰属株、民間金融機関相互の持合い株、それら両者の民間への譲渡が、こうして着手されることになった。

しかし興業銀行株の払下げを一例としてあげたととしても、そこには第一精糖（後の三星財閥）

の李乗喆の事例に代表されるように、入札・応募価格と落札価格との間に著しい相違が認められた。入札価格2866ホワンに対して落札価格は3300ホワン、その間に約15%におよぶ上位変動が認められる。競争入札実施後の落札者決定に際して価格修正が容認されたか、或いは他の入札価格を察知し、同水準に歩み寄って引き上げたか、の疑問を払拭することが出来ない。払下げ条件が厳格に定められたはずにもかかわらず、入札価格第3位の第一精糖のみが唯一の落札企業となり、李乗喆は巨額の株式を取得できたのである<sup>(25)</sup>。

このように異例尽くしの政府帰属株・銀行株払下げは、具体的に以下の経緯を経て行われるところとなった。1954年10月1日、ブルームフィールドらの指摘に従った韓国政府は部内に「政府帰属株・銀行株払下げ推進委員会」を発足させ、同月14日に「帰属株払下げ要綱」を制定した。しかし、「払下げ推進委員会」発足から約2ヵ月後の11月29日に至り、李政権は突如、「経済非常事態」を宣言し、当時の最高政策決定機関である韓米合同経済委員会（1952年5月成立）の意向を無視した。非常事態宣言は翌55年7月4日まで約7ヶ月余に及び、民間金融機関が全て政府管理下に置かれ、政府帰属株の譲渡と銀行相互持合い株の解消は強く牽制された。政府帰属株、銀行相互持合い株の民間譲渡が滞ることで、民間市中銀行株の70%が政府所有のままとなった。そのため1950年3、4月になり漸く始まった払下げは特定階層、特定企業に向けて集中的に行われ、落札者の利得は巨額のものとなった。また払下げの価格が低水準へと引下げられたことで、受益者の利得が、さらに膨れ上がるようになった。有利な指名割当制の対象となり得た特定階層、すなわち一部の大規模地主、旧官僚、銀行家、新興商人などが、巨額の富を手中に納める結果となった。

このように李承晩大統領個人との縁故関係、

(23) Bloomfield, I. Arthur, *Chapter III. Report and Recommendations on Banking in South Korea*, 1952 (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John. *Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea*. Reprinted by Research Department, Bank of Korea, 1965) pp. 69 ~ 70.

(24) *Ibid.*, p. 70.

(25) 林苗民『韓国の銀行史』ソウル韓国経済問題研究所（一潮閣）、1963年、134 - 139ページ



ないし政治的関係によって結ばれていた特定階層の多くが、帰属株払下げを利得機会として基盤を強化した民族資本、後の特惠財閥へと成長を遂げた。米国型金融システムへの「制度移植」に向けた「政府帰属株の払下げ」構想は所期の効果をあげることはできず、皮肉なことに「政府帰属株払下げ」はその過程で「意図せざる結果」、すなわち特惠財閥を生み出すに至ったのである。特惠財閥は、やがて以下に述べる「総合的復興開発事業計画」のもと本格的な成長段階を迎えるようになり、さらなる規模拡大化を推し進めるところとなった。

### 3. 「制度移植」に伴う政策的矛盾

#### 3-1. 総合的復興開発事業計画

ブルームフィールドらが米国型金融システムの「制度移植」を試みていた1953年4月、ヘンリー・タスカ (Taska, J. Henry) を団長とする「特別経済使節団 (タスカ調査団)」が米国において結成された。タスカは当時、「米韓合同経済委員会」の米国側代表にも就任しており、米国による対韓復興政策の展開に影響を及ぼしていた。その後、韓国入りを果たしたタスカは、国連軍や国連韓国再建團 (UNKRA)、さらに韓国首相を含む全官僚や韓国商工会議所首脳ら多数の現地要人と会談し、4月21日には李承晩大統領と政策的会談を行うなど、朝鮮動乱後の韓国経済の復興に専念するようになった。6月5日、同復興政策の内容が「タスカ報告書」(「3ヶ年・総合経済計画」)としてまとめられ、アイゼン・ハワー (Eisenhower, D. Dwight) 大統領に提出された。同報告書の内容は、援助政策への安易な妥協を戒めた点に重点が置かれ、

動乱後の経済的自立に向けた「総合的復興開発事業計画」の導入が不可欠であるとの文言が記された<sup>(26)</sup>。

一方で膨張財政への警戒のため、タスカは当時の国務省最高責任者である白斗鎖・国務総理に対して「引締めの安定」策の実行を前提とした上で復興開発事業を行うべきとの方針を明確化した<sup>(27)</sup>。この方針は1953年8月、「米韓合同経済委員会」の米国側代表がテイラーウッド (Wood, C. Talyer) に引き継がれた後にも継続し、ウッドは白斗鎖・国務総理との会談に臨んだ際に、「経済再建と財政安定計画に関する合同経済委員会協約」(白・ウッド協定)の締結を通じて「引締めの安定」策を要求した<sup>(28)</sup>。

ところが、朝鮮動乱後の翌54年2月、今度はロバート・R・ネイサン (Nathan, R. Robert) が、52年12月策定の「ネイサン報告書」に基づく「5ヶ年計画」(53~57年)を「国連韓国再建團」(UNKRA)団長のジョン・ゴルダー (John B. Golder) に提出すると、同計画は以後90年代まで続く政府主導型の総合復興開発計画の出発点となった。ネイサンは韓国経済の自立を従来の「引締めの安定」策に求めるのではなく、「総合的復興開発事業計画」それ自らを同盟国の軍事的安定策として利用させることで、韓国は西側同盟国の信任が得られるとの確信を深めたのである<sup>(29)</sup>。軽視してはならないのは、ネイサンが従来の「引締めの安定」策と引き換えに重点を据えた「総合的復興開発事業計画」が後の膨張財政への転化を生み出し、結果として李承晩政権の長期独裁政権の基盤強化に必要な政策的手段として用いられるようになった点である。

このように「総合的復興開発事業計画」に比

(26) Taska, Henry J. "Special Representative of The president for Korean Economic Affairs :Relief and Recommendationn", in the Report to the president, 1953.

(27) 以下の4政策、すなわち①歳出抑制と歳入増による均衡財政の達成、②通貨供給量の膨張を避けることで、厳格な信用政策を厳守、③インフレ抑制のための膨張財政の回避、④対外取引の開始にあたり「単一為替レート」を迅速に設定、が求められた (Taska, Henry J. "Special Representative of The president for Korean Economic Affairs :Relief and Recommendationn", in the Report to the president, 1953.)。

(28) 具体的な政策として、①進行するインフレーションの徹底抑制、②膨張財政の停止・緊縮財政へのすみやかな転換、③導入された「単一為替レート」の維持、④民間企業の自己資本充実、などが挙げられる (韓国年間編纂委員会『1955年版 韓国年鑑』嶺南日報社、1955年、91~92ページ)。

重が据えられるにつれ、李政権による経済過程への介入が強まるようになり、同政権は金融政策に対しても介入を企てるようになった。米国型金融制度と理念の定着を目指したブルームフィールドらによる金融改革は、当初彼らが目指した引締めの金融改革ではなく、逆に政府による金融経済への政策的介入を強めることになり、ついに「制度移植」は矛盾をはらむようになったのである。

### 3-2. 露呈した政策的矛盾

述べたように、ブルームフィールドらによる「勧告案」は5つの論文から成り立っていた。注目される点として、1950年2月から60年8月にかけて全5編からなる諸論文が時代の経済政策の変更を受けながら、勧告の主張を変化させていったことが挙げられよう。そのため同勧告による「制度移植」の試みは所期の目的を遂げることなく、むしろ矛盾をはらむようになった。5編に及ぶ諸勧告の間にみられるそれらの変化、さらに矛盾へと至る背景の要因として、初期の「対韓金融制度改革勧告」から最終のそれに至るまでのおよそ10年6ヶ月、韓国経済が大規模な歴史的変動に見舞われていたことを挙げねばならない。

ブルームフィールドらも、一方で米国による「引締めの安定」策に呼応し、米国型金融システムの象徴とも言うべき「中央銀行の政治的独立性」に固執した。こうしたなかで、彼らは1950年2月の*Recommendations Regarding Central Banking Reform in South Korea*において、中央銀行借入れがもたらすマネーサプライの急激な増加に着目し、それが政府による過

剰な信用供与によるものであるとの懸念を示す。その際、金融・信用規制だけでは財政要因により誘発されたインフレを抑制できないとの立場から、包括的な引締め策が不可欠であるとの主張を展開した<sup>(30)</sup>。ゆえに「引締めの安定」策として「経済安定15原則」が発表されて10日後の1950年3月14日、ブルームフィールドらは*Recommendations Regarding Reform of Other South Korean Financial Institution*を発表し、前回の報告書に記載した韓国の中央銀行改革案に重大な誤認があり、それは深刻なインフレ加速につながる恐れがあるにもかかわらず、その対処が十分ではなかったことにすると述べるなど、自らが唱える「引締めの安定」策の弱さを認めた<sup>(31)</sup>。米国が発した「経済安定15原則」に足並みを揃えるため、「引締めの安定」策をより一層強化させようとしたのである。放漫な政府財政支出とそれを担保する金融通貨体制の改革を重要視すべきとの立場を明確化し、そのためには財政赤字の削減策として金融による引締め策のみで対処することは不十分であり、より強力な中央銀行改革案を発することが不可避になるとの見方を強めたわけである。

ところが、朝鮮動乱最中の1952年3月に発表された*Report and Recommendations on Banking in South Korea*では、いまだ改革が不十分な韓国銀行のもと、商業銀行による民間の借り手向け融資が急増している現状についてブルームフィールドらは黙視を決め込んだのである。それどころか、それは多額の再割引と貸付金を通じて支援されているため、これによって、インフレ率の暴騰をコントロールすることは事実上、困難になるとの認識を示す。その上

(29) 以下の3政策が、政府による経済介入策の一環として導入された。すなわち①韓国経済の真の安定を図るには何よりも「総合的な復興開発事業計画」の立案、策定が必要であり、「市場自律化策」による急場凌ぎの短期的対応策の積み重ねではなく、政府主導の「総合開発事業計画」の実行があってこそ、初めて西側同盟国の信任が得られる。②現在の韓国経済の危機的状況を回避するためには、政府主導の戦後復興を軌道に乗せるとともに資本市場の整備を図る必要があり、それらを視野に収めた「総合的復興開発事業計画」の導入が不可欠である。③復興から成長へと韓国経済が進展するのであれば、経済規模が拡大し制度は複雑化することは避けられない。その際、民間企業に任せるのではなく、むしろ政府自らが経済過程への介入を果たすことで、生産、消費、投資の全分野において秩序ある均衡発展を目指す必要がある（韓国産業銀行企劃調査部『ネイサン報告書—韓国経済再建計画—(上)』1954年、45ページ。

(30) Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, op. cit., February 3, 1950. p.3.

(31) Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, op. cit., March 14, 1950. pp41 ~ 42.

でブルームフィールドらは、このような融資増は韓国銀行法にとって定められた条項に反するものの、巨額にのぼる銀行融資への需要は強力な政治的圧力に支えられている現状を鑑みると、むしろインフレ抑制は不可能に近いとの結論を導き出すに至ったのである<sup>(32)</sup>。

これらの事実は、「総合的復興開発事業計画」が「引締めの安定」策を圧倒するにつれ、ブルームフィールドらの勧告である「中央銀行改革構想」、すなわち中央銀行の政治的・経済的独立性を最優先する政策が迷走を始めたことを意味していた。被援助国である韓国の財政・金融改革をめぐる、ここに二つの対立的「政策介入」が、必ずしも相互の整合性をもつことなく、韓国政府に強権的に突きつけられる事態が生まれたことになる。

### 3-3. 政策的矛盾の深化

李承晩政権による政策は、朝鮮戦争後において米国主導の政策形成を牽制し続けるようになった。一方で米国による巨額援助を利用しつつ、他方では米国の意思に左右されない自立型経済の確立を指向しようとするものであった。同時に、こうした国内経済の自立性をめざす様々な経済政策は、李政権にとっては自らの政権基盤を強化する道にも通じている。経済援助を行う立場の米国にとっては、韓国国内における李承晩政権の政治的安定化と、そのうえに立つ韓国の軍事力強化は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）および共産圏全体に対する対抗力の強化にも役立つ。このため援助経済に支えられる李政権の覇権の確立、そして自立化指向を全面的に抑止することは望ましくない、との政治的、戦略的判断を下すようになった。前述した「ネイサン報告書」が「総合的復興開発事業計

画」を推し進めるにつれ、ブルームフィールドの報告書はさらなる変容を遂げていくところとなる。

先に述べたように、「ネイサン報告書」の内容は以後90年代まで続く政府主導型の「総合的復興開発計画」の出発点となった。その結果、この「ネイサン報告書」による政府主導の「総合的復興開発事業計画」の展開自らが、皮肉なことに政府による経済過程への介入を強めた。それはまた、国内政治・経済への支配をいっそう強化しようと図る李承晩政権に対して、新たな金融支配へと動き始める好機を与えるところとなる。すなわち李政権は、米国型金融システムへの「制度移植」の一環として導入された金融政策の最高意志決定機関である「金融通貨委員会」とは別に、政府による経済過程への介入を容易にする政策にも着手したのである。1953年12月30日、先ず李政権は政府による新たな金融政策介入の手段として、政府系長期金融機関設立に向けて「韓国産業銀行法」を公布、制定した<sup>(33)</sup>。翌54年4月、同行の創設が実現した。このように李政権が韓国産業銀行を急いだ背景として、「総合的復興開発事業計画」の展開に伴う融資を政府自らが行うことにあった。このように李政権は、米国型金融システムの「移植」に伴う韓国の米連邦準備制度理事会（「金融通貨委員会」）には拘束されない制度を生み出すことで、継続的かつ自由な判断によって民間企業に政府自らが潤沢な資金提供を行うべきとの認識を示したのである。

「韓国産業銀行法」および「韓国産業銀行」の本質は、ブルームフィールドらの建議した「金融民主化」の理念とは大きくかけ離れるようになった。中央銀行の政治的独立性の維持、政府権限の過度な集中の排除、長短両金融の分

(32) Bloomfield, I. Arthur., op.cit., 1952. pp. 55 ~ 56.

(33) 韓国産業銀行法の特徴は次の5点にある。①「韓国産業銀行」の経営形態は、政府による単独出資（第4条）の「公法人」とする（第2条）。政府監督のもとにおき、すべての融資関連の決定事項は事前に政府の承認を必要とする（第12条）。②「韓国産業銀行」は国策上の金融機関（国営銀行）として指定する。主たる役割は復興に向けての「長期金融」を担う（第1条）。③長期金融に関する業務はすべて韓国産業銀行に付託する（第19条）。④韓国産業銀行が行った融資については、融資先企業の資金運用の段階において生じた損失といえども、損失は政府によって保障される（第44条）。⑤民間金融機関が同行と類似の名称を使用することを禁止する（第7条）（韓国銀行十年史編纂委員会「韓国産業銀行法」『韓国産業銀行十年史』1964年、付録に所収）。



離、分野調整など、当初掲げられた米国型金融システムの「制度移植」とは異質のものとなったことは明らかである。韓国産業銀行による潤沢な企業向け融資を通じて、同行が産業界に重要な地歩を占めるようになったことは言うまでもない。

すでに明らかにしてきたように、米国による「引締めの安定」策も「総合的復興開発事業計画」の進行につれて少なからぬ「矛盾」を内包するところとなっていた。それら矛盾に直面したブルームフィールドによる勧告も、その後幾度かの修正を余儀なくされた。その典型的な事例として、1960年8月発表の*Report and Recommendations on the Reconstruction Bank*において、韓国産業銀行に対する方針を方向転換したことが挙げられる。前回の勧告書である56年11月発表の*A Report on Monetary Policy in banking in Korea*においてブルームフィールドらは、「金融通貨委員会」の権限外に置かれ、政府による支配下・監督下にある韓国産業銀行に対して強い不安を示した<sup>(34)</sup>。この彼らによる発言は、米国において定着していた長期金融制度のあり方を意識したものであった。

米国の場合、政府財務省の当座預金は連邦準備制度理事会（FRB）の下で機能している連邦準備銀行に置かれている。なおかつ長期金融に必要な政府資金の出入りなど国庫事務についても同行が管理している。このように米国では「連邦準備制度理事会」が、長期金融に対して強い影響力を保持している点に特徴が認められるが、*Report and Recommendations on the Reconstruction Bank*において、ブルームフィールドらは政府による韓国産業銀行の所有を認め、前言を翻したのである。のみならず、同行を一層安定した財政基盤の上に置き、なおかつ十分な資金流動性を同行に与えるためにも、同行の資本を現在のような低水準のものから大幅

に高めることが要求された。同時に同行の総裁を、政府財務院の議長が勤める「経営会議」のメンバーから選ぶべきとの主張も展開した<sup>(35)</sup>。

述べてきたように韓国産業銀行が機能を発することで、韓国経済の「安定」を図るために米国が行った対韓「制度移植」、すなわちブルームフィールドらによる米国型金融制度の定着の試みの挫折は決定的なものとなった。のみならず、この「制度移植」の挫折の結果、李政権による金融政策への積極的介入が強まるという現象が導き出されたのである。

## おわりに

本稿では、はじめに韓国国内において展開された「韓国資本主義論争」における諸論を概観し、その共通点や相違点を整理した。同論争は、解放後の韓国経済をいかに位置付けるべきか、を主題としてくり広げられたものである。60年代以降の韓国が国家独占資本主義の段階に移行したとする「国家独占資本主義論」と、中心部資本主義国からの従属を余儀なくされる「周辺部資本主義」の段階にとどまっているとする「周辺部資本主義論」との間で論争がなされた。この点について、梶村秀樹は特惠財閥を「隷属資本」と位置付け、韓国資本主義にみられる対米従属性に着目、分析を加え、独自の論理体系を示した。本稿は特にブルームフィールド勧告に基づく金融制度改革の挫折と特惠財閥の形成という歴史的事実に照らし、梶村説に基づいて検討を行った。50年代韓国資本主義において米国による自国型経済システムの「制度移植」が試みられたものの、その試みは挫折し、それ以降における特惠財閥主導の経済成長を規定するに至ったという事実の重要性を、既存の諸研究を検討しつつ強調した。

当時、米国は高度インフレーションの渦中に

(34) Bloomfield, I. Arthur. *Chapter IV Report on Monetary Policy and Banking in Korea*, November 30, 1956 (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John. *Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea*. Reprinted by Research Department, Bank of Korea, 1965) .pp 121 ~ 122.

(35) Bloomfield, I. Arthur. *Chapter V Report and Recommendations on the Korean Reconstruction Bank*, August 26, 1960 (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John. *Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea*. Reprinted by Research Department, Bank of Korea, 1965) pp. 157 ~ 159.

あった韓国経済の正常化をめざし、自国型金融システムの「制度移植」を試みていた。この意図に沿い、全5編、10年の長期にわたって展開されたのが上記「ブルームフィールド勧告」であった。同勧告は、それまで韓国経済界での資金調達的主流であった間接金融方式から、米国型金融システムである株式市場の育成を通じて直接金融方式への「制度移植」を韓国政府に薦める内容も重要な施策として盛り込んでいた。その際、株式市場育成に資する最重要の手法とみなされたのが「政府帰属株」の払下げであり、これを機として株式取引制度の本格的導入、取引所創設に要する資金の調達が可能になるとブルームフィールドらはみなした。しかし、実際の払下げに際しては、政府帰属株のなかでも「銀行株」が重要な役割を果たすこととなり、その払下げにおいては、李承晩政権と癒着関係をもつ一部特権層が極めて有利な差別的条件下で銀行株を落札、取得し、巨額の利得を掌中にするところとなった。この銀行株払下げを主たる端緒として韓国特惠財閥が形成されていったのである。「ブルームフィールド勧告」に盛られた自国型経済システムの「制度移植」とその挫折が、皮肉にも政治的中立性とはまさに対極の政財癒着の関係を促し、その後の韓国経済界に覇をなす「特惠財閥」の形成へと進展した。

「ブルームフィールド勧告」の主要な項目であった中央銀行の創設も、こうした新興特惠財閥の経済力と結びついた李承晩政権の実利的政策によって核心部分がすり替えられ、政権の恣意的な介入を常態とする新たな韓国産業銀行の創設へと進んだ。このブルームフィールド勧告の挫折を通じて生み出された特惠財閥そのものが内抱する「矛盾をはらんだ成長」の構造は、そのまま政府主導の総合復興開発計画に組み込まれ、50、60年代韓国経済の特質をも規定することになったのである。